

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画における主な取組内容

～ホームレス状態等に陥らないための社会を創出するために～



支援の柱

施策の展開

主な取組内容

予防に向けた支援	●疾病や感染症予防のための健康支援等	▶生活困窮となる原因の一つである傷病状態に陥るリスクを低減し、病気やけが等を起因とする収入減少や離職等に陥ることを未然に防ぐために、 保健福祉センターの窓口において、生活習慣病等の疾病的早期発見及び早期治療開始に向けた支援として、健康相談や保健指導等の健康支援を行います。
	●住居喪失者等に対する生活・居住支援	▶終夜営業店舗等で寝泊まりをする者や望まない非正規労働を強いられている者等、不安定な生活環境にある者はホームレス状態に陥るリスクが高いため、安定した収入や居住場所を確保できるよう支援体制を充実します。具体的には、 生活困窮者支援における断らない相談支援の実施、市営住宅の一時使用による居住支援、住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施、アウトリーチ支援の実施・SNS等による相談アクセスの向上 を行います。 なお、終夜営業店舗等で寝泊まりする者等は、実態把握が難しい状況であるため、支援方法について検討を行います。
	●非正規労働者等への就労支援	▶就職氷河期世代のうち望まない非正規労働を強いられている者に対しては、個々の状況等に応じた雇用の場の確保に繋がるよう支援することが重要であり、安定した就労ができるよう就労支援を実施します。具体的には、 生活自立・仕事相談センター等と連携し、個々の就業ニーズや就業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集を実施するとともに、就職氷河期世代に対して企業が求める人材との精度の高いマッチングを図るために事業説明会や合同企業説明会等を行います。
早期発見に向けた支援	●巡回相談の実施	▶ホームレス生活が長くなればなるほど、現状のままで良いと考えるホームレスが増える傾向があるため、 ホームレス巡回相談員による巡回相談を実施するとともに、公園、道路、河川等の施設管理者がホームレスを発見した際の情報提供体制を構築し、早期に支援を行う体制を築きます。 ※特に、一定の住居を持たずに生活する「移動型」のホームレスは実態把握が困難なため、公園、道路、河川等の施設管理者と連携し、早期の支援に繋げます。
	●千葉県社会福祉士会や民間支援団体等の関係機関との連携構築	▶ホームレスの早期発見に向けた取組みを 行政と民間支援団体とが連携し、早期に発見し支援を届ける体制を構築します。
	●地域との連携体制の構築	▶ホームレスを早期に発見し、早期に支援を届けるために、 各地域の関係機関等によりホームレスを発見した際の情報提供体制を構築します。
自立に向けた包括的支援	●安定した居住場所の確保に向けた居住支援	▶ホームレスに対する支援は、ホームレスの個々の状況に応じて、自らの意思で自立して生活することを基本としており、自立した日常生活を営むためには安定した居住場所を確保することが必要です。このため、 緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援住居施設等の活用を促し、一時的な居住環境や生活環境を整える支援を行うとともに、居住場所を確保した後は生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会と連携し、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や養護老人ホーム等の老人福祉施設等の情報を得られるよう支援を実施し、居住場所の確保に向けた支援体制を構築します。
	●それぞれのニーズに応じた生活支援	▶ホームレスの状況は様々であり、個々に応じて必要な支援が異なるため、それぞれのニーズに的確に対応できるよう 生活自立・仕事相談センターとの連携による生活支援や保健福祉センターとの連携による健康・生活支援、生活困窮者事業や法テラス等の活用による債務整理等の支援、民間支援団体等による支援等を行い、ホームレス巡回相談員や生活自立・仕事相談センターが核となって、相互に連携した包括的な支援が行える連携体制を構築します。
	●就業機会の確保に向けた就労支援	▶ホームレスが自立した生活を送るためには、個々の状況に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、安定した収入を得ることができるような就業機会を確保することが必要になるため、 公共職業安定所への同行訪問の実施や千葉市自立・就労サポートセンター等を活用した職業紹介、職業相談を充実します。
自立生活を継続するための支援	●疾病の予防や治療に向けた健康・医療支援	▶ホームレスに対する健康・医療支援では、健康状態の把握や状況に応じた健康相談等が必要であり、関係機関との連携による健康・医療支援を行います。具体的には、 保健福祉センター等と連携した健康相談等の実施や無料低額診療事業等の案内を実施します。
	●自立生活を継続するための支援	▶ホームレス支援は、ホームレス状態等から脱却するだけでなく、その後再びホームレス状態等に陥ることがないように自立生活を継続するための支援を行います。このため、不安定な生活環境が安定するまで、 生活自立・仕事相談センター等と連携し、自立した生活を継続できるよう訪問支援等を行います。
	●地域のネットワークづくりと見守り支援	▶ホームレス状態等から脱却した後も安定して生活を送るための継続支援を、行政と民間支援団体とが連携し、地域で支え合う体制を構築します。具体的には、 千葉市社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーや民間支援団体等との連携により、地域ネットワークの構築を図り、見守りや居場所づくりの活動促進を行います。併せて、民間支援団体等との連携によるホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に向けた地域による見守り支援を実施します。